

■一般目標 (GIO)

わが国の医療の現場では、各種の資格を有する医療従事者が、患者のためにそれぞれの専門性を活かしながら有機的に協力し、かつ、各種の医療制度の下に医療サービスを提供している。これらの裏付けとなる法的な制度について、将来、医療チームの一員となった時に不足がないよう十分に範囲を拡げて理解する。

■到達目標 (SBOs)

- ・わが国の医療制度の概要を説明できる。
- ・医療法について説明できる。
- ・歯科医師法について説明できる。
- ・歯科衛生士法について説明できる。
- ・歯科技工士法について説明できる。

■教科書：1 歯科衛生学シリーズ 保健・医療・福祉の制度 (医歯薬出版)

2 プリント配布

■参考書：1 スタンダード社会歯科学 第8版 (学建書院)

■授業時間： 水曜日 13:00~13:50

■オフィスアワー：上原 任 月曜日 17:00~18:00 (uehara.tamotsu@nihon-u.ac.jp)

■授業の方法：プリント，教科書をもとに講義を中心とした授業である。

■準備学習・ 各回講義項目と学修目的・到達目標についての予習 (30分) と復準備学習時間：習 (60分) を行うこと。

■成績評価方法：定期試験 (100%) で評価する。

■注意事項：教科書1は授業時間中・準備学習中を問わず随時参照すること。参考書1は準備学習中に活用すること。

■実務経験：上原 任：日本大学歯学部附属歯科病院，その他の医療機関での臨床経験に基づき，実診療と各種法制度との関係について，学修する機会を提供する。

■予定表

授業日・担当者	講義項目	学修目的・到達目標
第1回 4月10日 上原 任	1. わが国の医療制度 1)保健・医療・福祉の制度を学ぶ目的 2) 歯科衛生士の専門性 3) 法律・制度の優劣関係 (教1)pp. 1-4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療・福祉に関する制度を知っておかなければならない理由を説明できる。 ・ 歯科衛生士が専門とする業務を説明できる。 ・ 法令の優先関係を説明できる。 ・ 法律について説明できる。 ・ 政令について説明できる。

授業日・担当者	講義項目	学修目的・到達目標
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 省令について説明できる。 ・ 条例について説明できる。
第2回 4月17日 上原 任	1. わが国の医療制度 4) わが国の医療制度の概要 5) 医療法 (1) 沿革と目的 (2) 医療提供の理念と医療提供体制 (3) 医療に関する選択の支援 (4) 医療機関の広告規制 (教1)pp. 4-7	<ul style="list-style-type: none"> ・ わが国の医療制度の特徴を説明できる。 ・ 医療法制定の経過を説明できる。 ・ 医療法における医療提供の理念を説明できる。 ・ 医療法における選択の支援のために国・地方公共団体による業務について説明できる。 ・ 医療機関の広告規制について説明できる。
第3回 4月24日 上原 任	1. わが国の医療制度 5) 医療法 (5) 医療の安全の確保 (6) 医療事故調査制度 (7) 医療機関における安全管理体制 (教1)pp. 7-9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療の安全の確保のための国の責務について説明できる。 ・ 医療の安全の確保のための都道府県と保健所設置市の責務について説明できる。 ・ 医療事故調査制度について説明できる。 ・ 医療機関における安全管理体制の概要を説明できる。 ・ 医療機関における院内感染対策について説明できる。 ・ 医療機関における医薬品に係る安全管理について説明できる。 ・ 医療機関における医療機器に係る安全管理について説明できる。 ・ 医療機関における診療放射線に係る完全管理について説明できる。 ・ 医療機関における高難度新規医療技術等に係る安全管理について説明できる。
第4回 5月1日 上原 任	1. わが国の医療制度 5) 医療法 (8) 病院・診療所・助産所 a. 病院と診療所 b. 開設・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院とは何か説明できる。 ・ 診療所とは何か説明できる。 ・ 病院・診療所の開設について説明できる。 ・ 病院・診療所の管理について説明できる。

授業日・担当者	講義項目	学修目的・到達目標
	c. 院内掲示 d. 監督, 立入 (9) 医療計画 (10) 医療法人 (教1)pp. 9-13	明できる。 ・ 院内掲示について説明できる。 ・ 医療機関の監督について説明できる。 ・ 立入検査について説明できる。 ・ 医療提供体制の基本方針について説明できる。 ・ 医療計画について説明できる。 ・ 医療法人制度について説明できる。
第5回 5月8日 上原 任	1. わが国の医療制度 6) 歯科医師法 (1) 歯科医師法の概要 (2) 歯科医業 (3) 歯科医師免許 (4) 欠格事由 (教1)pp. 14-16	・ 歯科医師法の制定の経過を説明できる。 ・ 歯科医師法の目的を説明できる。 ・ 歯科医業とは何か説明できる。 ・ 歯科医師の業務独占について説明できる。 ・ 歯科医師の名称独占について説明できる。 ・ 歯科医師免許制度について説明できる。 ・ 歯科医師免許に関する欠格事由を説明できる。
第6回 5月15日 上原 任	1. わが国の医療制度 6) 歯科医師法 (5) 行政処分と再教育研修 (6) 歯科医師の義務 a. 応招の義務 b. 診断書交付の義務 c. 無診察治療の禁止 (教1)pp. 16-17	・ 歯科医師法上の行政処分について説明できる。 ・ 歯科医師法上の再教育研修について説明できる。 ・ 応招の義務について説明できる。 ・ 診断書交付義務について説明できる。 ・ 無診察治療の禁止について説明できる。
第7回 5月22日 上原 任	1. わが国の医療制度 6) 歯科医師法 (6) 歯科医師の義務 d. 処方せんの交付義務 e. 療養上の指導の義務 f. 診療録の記載・保存の義務	・ 処方せんの交付義務について説明できる。 ・ 療養上の指導の義務について説明できる。 ・ 診療録の記載・保存義務について説明できる。 ・ 臨床研修の義務・研修専念義務

授業日・担当者	講義項目	学修目的・到達目標
	g. 臨床研修の義務・研修専念義務 h. 現状届 i. その他の義務 (7) 氏名の公表 (教1)pp. 17-20	について説明できる。 ・ 現状届について説明できる。 ・ 歯科医師法以外に規定される義務について説明できる。 ・ 歯科医師の氏名の公表について説明できる。
第8回 6月5日 上原 任	1. わが国の医療制度 7) 歯科衛生士法 (1) 歯科衛生士法の制定と歯科予防処置 (2) 歯科診療の補助行為の追加 (3) 修業年限2年へ (4) 歯科保健指導の追加と国家資格へ (5) 修業年限3年へ (6) 歯科衛生士法の目的 (7) 歯科衛生士の定義 (8) 歯科衛生士の業務「歯科予防処置」 (教1)pp. 20-25	・ 歯科衛生士法の制定当初の業務について説明できる。 ・ 歯科診療の補助行為の追加について説明できる。 ・ 修業年限2年への延長について説明できる。 ・ 歯科保健指導の追加について説明できる。 ・ 修業年限3年への延長について説明できる。 ・ 現行の歯科衛生士法の目的について説明できる。 ・ 法律上の歯科衛生士の定義を説明できる。
第9回 6月12日 上原 任	1. わが国の医療制度 7) 歯科衛生士法 (9) 歯科衛生士の業務「歯科診療の補助」 (10) 歯科衛生士の業務「歯科保健指導」 (11) 歯科衛生士免許の申請 (12) 歯科衛生士名簿 (13) 歯科衛生士名簿の登録 (14) 免許証の交付・名簿の訂正・免許証の書換え交付申請 (教1)pp. 25-37	・ 「歯科予防処置」について説明できる。 ・ 「歯科診療の補助」について説明できる。 ・ 歯科診療の補助の範囲について説明できる。 ・ 絶対的歯科医行為と相対的歯科医行為について説明できる。 ・ 歯科診療の補助と診療放射線の照射について説明できる。 ・ 「歯科保健指導」について説明できる。 ・ 国家試験合格と免許申請について説明できる。 ・ 歯科衛生士名簿と登録事項について説明できる。 ・ 名簿の訂正について説明できる。 ・ 免許証の書換え申請について説

授業日・担当者	講義項目	学修目的・到達目標
第10回 6月19日 上原 任	1. わが国の医療制度 7) 歯科衛生士法 (15) 登録の抹消申請 (16) 免許証の再交付申請 (17) 登録免許税・手数料 (18) 業務従事届出の義務 (19) 相対的欠格事由 (20) 免許の取消し・業務停止・再免許 (教1)pp. 37-43	明できる。 ・登録の抹消申請について説明できる。 ・免許証の再交付申請について説明できる。 ・登録免許税と手数料について説明できる。 ・業務従事者届について説明できる。 ・歯科衛生士免許の相対的欠格事由について説明できる。 ・歯科衛生士免許の取り消し・業務停止・再免許について説明できる。
第11回 6月26日 上原 任	1. わが国の医療制度 7) 歯科衛生士法 (21) 指定登録機関・指定試験機関 (22) 歯科衛生士国家試験 (23) 歯科衛生士国家試験の受験資格・受験手続き (24) その他の業務上の義務 a. 主治の歯科医師・医師の指示 b. 保健所長の指示 c. 歯科医療関係者との連携 d. 秘密保持義務 e. 業務記録の作成・保存 (教1)pp. 43-52	・指定登録機関について説明できる。 ・指定試験機関について説明できる。 ・歯科衛生士国家試験の受験資格・受験手続きについて説明できる。 ・主治の歯科医師・医師の指示について説明できる。 ・保健所長の指示について説明できる。 ・秘密保持義務とその除外規定について説明できる。 ・業務記録の作成と保存について説明できる。
第12回 7月3日 上原 任	1. わが国の医療制度 8) 歯科技工法 (1) 歯科技工士法の目的 (2) 歯科技工と歯科医業 (3) 歯科技工士免許 (4) 欠格事由 (5) 歯科技工士の業務	・歯科技工士法の制定経過について説明できる。 ・歯科技工士法の目的について説明できる。 ・歯科技工と歯科医業の関係について説明できる。 ・歯科技工士免許について説明で

授業日・担当者	講義項目	学修目的・到達目標
	(教1)pp. 53-55	<p>きる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科技工士免許の欠格事由について説明できる。 ・ 歯科技工士の業務について説明できる。
<p>第13回 7月10日 上原 任</p>	<p>1. わが国の医療制度 8) 歯科技工法 (6) 歯科技工指示書 (7) 禁止行為 (教1)pp. 55</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科技工指示書について説明できる。 ・ 歯科技工士の禁止行為について説明できる。
<p>第14回 7月17日 上原 任</p>	<p>1. わが国の医療制度 9) 歯科技工所 (1) 開設 (2) 管理 (3) 設備構造基準 (4) 広告の制限 (5) 歯科技工録 (教1)pp. 56-57</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科技工所について説明できる。 ・ 歯科技工所の開設について説明できる。 ・ 歯科技工所の管理について説明できる。 ・ 歯科技工所の設備構造基準について説明できる。 ・ 歯科技工所の広告の制限について説明できる。 ・ 歯科技工録の作成と保存について説明できる。
<p>第15回 7月24日 上原 任</p>	<p>2. まとめ 1) 医療法に関するまとめ 2) 歯科医師法に関するまとめ 3) 歯科衛生士法に関するまとめ 4) 歯科技工士法に関するまとめ (教1)pp. 1-57</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法の規定の概要を説明できる。 ・ 歯科医師法の規定の概要を説明できる。 ・ 歯科衛生士法の規定の概要を説明できる。 ・ 歯科技工士法の規定の概要を説明できる。